

「子ども家庭庁」とは

佐々木隆

プロローグ

認定子ども園は内閣府の指導のもとに設置されるようになり、子ども家庭庁は内閣府外局として設置された。事務的な内容については内閣府と厚生労働省が担ったいたものを始めたとしたものを一本化したものだが、日本政府が考える「子ども」についての考え方は必ずしも明確なものではない。

## 一 子ども家庭庁

二〇二二年岸田内閣発足後、六月二十二日に子ども家庭庁設置法が成立し、二〇二三年四月一日に子ども家庭庁が発足した。同時に子ども基本法も公布施行された。

幼稚園、保育所、小規模保育所、認定子ども園などいわゆる子育て支援にかかわる所管がいわゆる省庁の縦割りの影響を受けていたが、果てしてこの新しい子ども家庭庁はどうなるか。

## 二 「子ども家庭庁」が目指すもの

子ども家庭庁は一体何をするのか。これを知るには、子ども家庭庁設置法における子ども家庭庁の任務を見ておきたい。

### (任務)

第三条 子ども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「子ども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及

び發達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進

及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

二 前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

三 こども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

こどもでもっとも注目しておきたいのは「こども」

の定義である。「心身の發達の過程にある者（以下「こども」という。）」とあることだ。さらに

（所掌事務） 第四条の一部も見ておきたい。

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条第一項の規定による拠出金の徴収に関することを除く。）。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法

律第七十七号)に規定する認定こども園に関する制度に關すること。

四 こどもの保育及び養護に關すること。

五 こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に關すること。

六 こどもの福祉のための文化の向上に關すること。

七 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に關すること。

ここでわかることはこども家庭庁が扱うこどもとは「就学前のこども」が中心ということになる。こども家庭庁が就学前のこどもに關することをすべて取り扱うのかと言えば、現段階ではこれまで施行された法令等の關係から一部は除かれてあることもある。

### 三 「こども」とは何か

（ここでは「こども」「子ども」「子供」という表記について取り上げておきたい。筆者は以前『こどものための英米文学』（武蔵野学院大学佐々木隆研究室、二〇一〇年二月）、『こども学』を考える』（武蔵野学院大学佐々木隆研究室、二〇一〇年五月）の中で「こども」「子ども」「子供」、またこれに加えて「児童」と言う表現があることに言及した。この時に英語ならば“child”で済むものが日本語にした時に大きな波紋を呼び起こしていることを指摘した。二）また、大きな枠組みの変更として二〇一八年六月十三日、民法の成年年齢を二〇歳から十八歳に引き下げの改正が公布され、二〇二二年四月一日より施行された。以降、法律上の定義を見ておきたい。

子ども・子育て支援法

(定義) 第六条 この法律において「子ども」

とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

な提供の推進に関する法律

(定義) 第二条 この法律において「子ども」

とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、

次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期

の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発

達の過程を通じて切れ目なく行われることも

の健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

(定義) 第三条 この法律において「子ども」

とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

こども基本法（令和五年四月一日公布）

（定義） 第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

「こども」を年齢的に定義しようとすると、十五

歳、十八歳が明記され、これ以外の表現として「小学校教育の始期に達するまで」とあり、こども基本法では「心身の発達の過程にある者」とあり、年齢+ $\alpha$ の部分を視野に入れていことになる。ヤングケアラなどここに含まれることになるのだろう。

法令的には「子ども」「こども」とばらつきがあり、「子供」の表現はないようだ。もともと親子関係で言えば、こどもは年齢に関係なく、いつまでも「こども」ということになる。

#### 四 「児童」とは何か

「児童」についても法律でもばらつきがある。

#### 児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満

たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(定義) 第六条

3 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

法律上の「こども」の定義と同様に、年齢が十八歳、二〇歳とばらつきがある。十八歳成人と民法が改正されたことから、成人との関係も気になるところだ。日本では法律上に「少女」も「少年」の中に含まれる解釈となっており、その少年法も

二〇二二年四月一日に改正された。

(定義)

第二条 この法律において「少年」とは、二十歳に満たない者をいう。

この部分は変わらないが、十八・十九歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、十七歳以下の少年とは異なる特例を設けた。未成年はすべて「児童」という幅広いものもある。母子及び父子並びに寡婦福祉法については令和四年法律第五十二号による改正)、すなわち令和四年六月二十二日施行でも民法改正と不整合な状態であるようだ。これは

「e-Gov法令検索」で公開されているところである。

五 国はどのように「子ども」を育てたいのか

日本国憲法では日本をどのような国にしたいのか、教育基本法では国は子どもをどのように教育し、どのような国民を養成したいのかが示されることになる。そうであるならば、子ども家庭庁の設置に伴う子ども家庭庁設置法では単に行政的なことだけでなく、どのような子どもを育てるために、どのような支援するのか、そのために国はどのようなことをするのかを明らかにするべきではないだろうか。すでに取りあげているが、これには同法の（任務）第三条が重要だろう。

（任務）

第三条 子ども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「子ども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することの

できる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

筆者が注目したのは下線部と二重下線部である。「国はどのような子どもを育てたいのか」という事は示さず、子育ての中心は家庭であること、子ども家庭庁は「事務を行うことを任務とする」という点だ。本来は幼稚園や保育所、認定子ども園などの子育て支援を担う幼稚園教諭、保育士などを統合できるような仕組みを作り上げ、就学前

のこどもを一括管理する「こども省」のようなもの想像していたが、様子は全く異なるようだ。結局は文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁などと相変わらず縦割りでのこども支援行政が続くということで、それを事務部門だけをこども家庭庁が担うというものになるのは理解しにくいところだ。

こども家庭庁のホームページによれば「政策分野」として取り組んでいる内容は以下の通りである。抜粋して紹介する(二)

こどもまんなか社会の実現のため、各分野において取組を進めています。主な分野の取組状況は以下のとおりです。

- 一 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行
- こども大綱の推進

こども基本法

こどもの意見聴取と政策への反映

「こども若者★いけんぷらす」について

こどもデータ連携実証事業

- 二 こどもが健やかで安全・安心に成長できる

環境の提供

こども・子育て支援制度

こども・子育て支援

保育

こどもの居場所づく

こども・若者育成支援

こどもの安全

青少年の安全で安心な社会環境の整備

- 三 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

少子化対策

母子保健・不妊症・不育症など



妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済

的支援の一体的実施（出産・子育て応援交

付金）

科学研究事業

四 成育環境にかかわらず誰一人取り残すこ

となく健全な成長を保障

児童虐待防止対策

社会的養護

ひとり親家庭等関係

障害児支援

こども家庭庁におけるいじめ防止対策

こども家庭庁におけるいじめ防止対策

こどもの貧困対策

ヤングケアラーについて

今後注目すべきは今年の秋口にまとめるとい

「こども大綱」である。

エピローグ

令和五年四月一日、こども家庭庁が設置された。

これは岸田政権の少子化対策の切り札的な政策の一端として見える形でのアピールでもある。実質的にどのようなように機能していくかは今後の動向を見なければならぬ。これまでおもに厚生労働省がすすめていたものを、内閣府が直接関与できるものとなったことが大きな変化とも言えるかもしれない。最後に国はどのような「こども」を育てたいのか、そして、家庭の果たす役割は何なのか、国ははつきりと示すべきではないのだろうか。前提として「こども」の定義がいまひとつはつきりしない。こども家庭庁の考え「こども」の定義もそうであるが、国として「こども」をどう考えるかがはつきりしないのである。また、労働力不足から家庭にいる主婦も社会へ、そして子育てす

る母親を支援するのが国の役割としているが、めざす子育て、家庭教育とはどのようなものなのかを国として示すべきではないだろうか。時代も変わり、これまでの「良妻賢母」的なイメージは不要ということなのであるだろうか？

## 注

(一) 『子どものための英米文学』（武蔵野学院大学佐々木隆研究室、二〇一〇年二月）、五～七頁。

(二) 「子ども家庭庁」(<https://www.cfa.go.jp/policies/>) (二〇二三年四月一日アクセス)

## 編集後記

今後の予定

- 新型コロナウイルスも二類から五類へとその扱いも変わり、世の中もいわゆるアフターコロナに入っている。しかし、ロシアとウクライナの間での戦闘状態も一年以上続き、広島G7ではゼレンスキー大統領も参加するなど、大きなサプライズがあった。現職のアメリカ大統領が広島原爆資料館を見学するなど、これまででは考えられなかったことも起きている。固定観念を持たないほうがよいだろう。
- 二〇二三年一〇月中 第三十九号の執筆調査  
二〇二三年十二月中 原稿締切  
二〇二四年一月三〇日 第三十九号発行  
二〇二四年五月中 第四十号の執筆調査  
二〇二四年六月中 原稿締切  
二〇二四年七月三〇日 第四十号発行

個人的にはCHATGPTの行方が気になる  
ところである。日本はこれを容認するような政府  
の見解が出ているが、この危うさをどう考えてい  
るのか、今後動向に着目していきたい。(佐々木)

執筆者（掲載順）

梅田 絃子（武蔵野学院大学・大学院兼任講師）

佐々木 隆（武蔵野学院大学大学院教授）

## むらおさ 第三十八号

令和五年七月二十日発行

発行者 林 猛

編集人 佐々木 隆

発行所 むらおさ同人会

武蔵野学院大学 林猛研究室

郵便番号 三五〇・一三二八

埼玉県狭山市広瀬台三二六―一

電話 〇四（二九五四）六一三二

印刷所 光版社印刷株式会社

郵便番号 三五〇・一三〇五

埼玉県狭山市入間川三二二―三

電話 〇四（二九五二）二三五八